

議案第 87 号

米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の制定について
米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

一般職の任期付職員の採用を行うため、この案を提出するものである。

米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項および第2項、第4条、第5条、第6条第2項ならびに第7条第1項および第2項ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用および任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用するこ

とができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、もしくは繁忙時における提供体制を充実し、またはその延長した提供時間もしくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認

(2) 米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年米原市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条または前条の規定により任期を定めて採用された職員または短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で第3条または前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号級	給料月額（円）
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定および前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)

第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。

職務の給	給料月額（円）
1級	142,100
2級	154,800
3級	174,200
4級	213,900

- 2 特定業務等従事任期付職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務

の内容は、規則で定める。

- 3 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに決定し、その給料表により当該職員に給料を支給しなければならない。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第9条 特定業務等従事任期付職員のうち第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により決定された職務の級の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(給与条例の適用除外等)

第10条 米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号。以下「給与条例」という。）第3条から第7条まで、第11条から第14条の3までおよび第23条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第21条の2第1項、第22条第2項および第24条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣等手当」とあるのは「災害派遣等手当ならびに米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 年米原市条例第 号）に定める特定任期付職員業務手当」と、給与条例第21条の2第1項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員が」と、給与条例第22条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、給与条例第24条の2第2項中「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員」とあるのは「第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員および米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。

- 3 給与条例第3条から第7条までの規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。

- 4 給与条例第12条から第14条の3まで規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(米原市職員定数条例の一部改正)

2 米原市職員定数条例（平成 17 年米原市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「勤務する」を「常時勤務する」に改める。

(米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項または米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 年米原市条例第 号）第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない時間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項および第 2 項中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加える。

第 4 条第 2 項中「週休日、再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加え、同条ただし書中「および再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員」に改める。

第 12 条第 1 項第 1 号中「および再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員」に改める。

第 18 条中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加える。

(米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 米原市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 年米原市条例第 号）第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正)

5 米原市職員の給与に関する条例（平成 17 年米原市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 2 号「再任用短時間勤務職員」の次に「または米原市一般職の任期付職員
の採用および給与の特例に関する条例（平成 年米原市条例第 号）第 4 条第 3 項の規定に
より任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を
加える。

第 18 条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」の次に「または任期付短時間勤務職員」を加え
る。

第 28 条中「再任用短時間勤務職員」の次に「および任期付短時間勤務職員」を加える。

米原市職員定数条例新旧対照表（付則第2項関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員定数条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項および第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条および第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項ならびに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会および教育機関、公平委員会、農業委員会ならびに公営企業の事務部局等に<u>常時勤務する</u>一般職に属する職員（臨時または非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>付則第2項以下 略</p>	<p>米原市職員定数条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項および第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条および第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項ならびに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第2項に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会および教育機関、公平委員会、農業委員会ならびに公営企業の事務部局等に<u>勤務する</u>一般職に属する職員（臨時または非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>

米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第1条 略</p>	<p>米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第1条 略</p>

(1週間の勤務時間)

第2条 略

2・3 略

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 年米原市条例第 号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない時間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 略

(週休日および勤務時間の割振り)

第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

(1週間の勤務時間)

第2条 略

2・3 略

4 略

(週休日および勤務時間の割振り)

第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第11条 略

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）・（3） 略

2・3 略

第13条～第17条 略

（臨時または非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第5条～第11条 略

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）・（3） 略

2・3 略

第13条～第17条 略

（臨時または非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

第18条 臨時または非常勤の職員（再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

第19条 略

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付則第2項以下 略

第18条 臨時または非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

第19条 略

米原市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例</u> <u>（平成 年米原市条例第 号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p>（4） 略</p> <p>第2条の2以下 略</p>	<p>米原市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>第2条の2以下 略</p>

<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>付則第2項以下 略</p>	
---	--

米原市職員の給与に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">米原市職員の給与に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員または米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 年米原市条例第 号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p style="text-align: center;">米原市職員の給与に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p>

第16条・第17条 略

(時間外勤務手当)

第18条 略

2 略

3 再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4～6 略

第19条～第27条 略

(臨時または非常勤職員の給与)

第28条 臨時または非常勤の職員(再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が予算の範囲内で別に定めるものとする。

第29条以下 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付則第2項以下 略

第16条・第17条 略

(時間外勤務手当)

第18条 略

2 略

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4～6 略

第19条～第27条 略

(臨時または非常勤職員の給与)

第28条 臨時または非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が予算の範囲内で別に定めるものとする。

第29条以下 略